

## 地方財政の充実・強化についての意見書

地方自治体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障への対応や頻発化・激甚化する自然災害への対策強化に加え、新型コロナウイルス感染症への対応や社会インフラの老朽化など、様々な課題に直面し、年々その果たす役割が増大している。

本県では、7次にわたる行革大綱のもとで、事務事業の合理化や適正な人員配置、健全で持続可能な財政基盤の確立等の行財政改革に積極的に取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減少が見込まれており、厳しい財政状況に直面している。

こうした中、地方自治体が安定した行財政運営を続けていくためには、地方財政計画において地域の財政需要を的確に見積もり、実態に見合った一般財源総額を確保することが不可欠である。

特に、地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に躊躇なく全力で取り組んでいくためには、十分な財源の確保が重要である。

また、過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎えることから、計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等の適正な管理を着実に実行していくためには、安定的な財源の確保が必要となる。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 増大する地方自治体の財政需要や地方歳入の動向を的確に把握し、地方の一般財源総額及び地方交付税総額の増額を図るとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止し、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地方自治体が柔軟に対応できるよう、十分な財源を確保すること
- 3 地方自治体が総合的かつ計画的に公共施設等を適正に管理できるよう、令和3年度が期限とされている公共施設等適正管理推進事業債の措置年限を延長するなど、安定的な財源の確保を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月12日

殿

愛知県議会議長

坂田 憲 治

### (提出先)

衆議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

参議院議長  
総務大臣  
厚生労働大臣